

平成 26 年度 第 1 回 焼津市自治基本条例推進委員会

※会議録作成にあたっての留意事項

本会議録は、会議要旨の概要報告用として作成したもので、委員各位の意見及びそれに対する事務局の説明については、省略されている箇所もある。また、事務局の議案説明は省略してある。

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 16 日 (火) 午後 2 時～午前 4 時 30 分
- 2 会 場 焼津市役所 会議室棟 203 号室
- 3 次 第 (1) 開 会
(2) 委嘱状交付
(3) 自己紹介
(4) 焼津市自治基本条例及び推進委員会規則について
(5) 議事
・ 委員長の選出
・ 副委員長の選出
・ 条例の普及啓発について
(6) その他
- 4 出席者 中野 弘道 (焼津市長)
委員 今井 邦人 (住民参加・協働ファシリテーター)
委員 古川 譲治 (焼津市社会福祉協議会)
委員 大石 智之 (株式会社 トマル水産 代表取締役
焼津市教育委員会委員)
委員 松永 哲雄 (自治会連合会)
委員 鈴木 和子 (焼津市国際友好協会 会長)
委員 大橋 妙子 (NPO 法人 静岡福祉総合支援の会空と大地と
理事長)
委員 岡村 功代 (市民)
委員 河村 直美 (市民)
委員 関 富美子 (元自治基本条例を考える市民会議委員)
委員 近藤 征夫 (元自治基本条例を考える市民会議委員)

事務局 相川 敏江 (市民部長)
亀山 勝弘 (市民部市民協働課長)
鈴木 利明 (市民部市民協働課市民協働推進担当主幹)
太田 大介 (市民部市民協働課市民協働推進担当主査)

5 概要

○説明事項 焼津市自治基本条例及び推進委員会規則について

(事務局 亀山課長)

それでは、焼津市自治基本条例及び推進委員会規則につきまして、ご説明させていただきます。

(事務局 鈴木主幹)

- ・焼津市自治基本条例について概要説明
- ・焼津市自治基本条例推進委員会規則についての説明

(事務局 亀山課長)

以上で、焼津市の自治基本条例及び推進委員会規則の概要説明を終了しましたが、何かご質問がございましたら、ご意見を伺います。

無いようですので議事に入らせていただきます。

○議事 焼津市自治基本条例推進委員会委員長の選出について

(事務局 亀山課長)

ただ今、説明しました規則の第5条に基づきまして、委員長の選出をお諮りいたします。委員長は委員の互選により定めることとなっております。

ご意見などございましたら、ご発言をお願いします。

(大石委員)

多くの自治体の自治基本条例の策定に関わっていて、豊富な経験をお持ちの今井様がよろしいのではないかと推薦いたします。

(事務局 亀山課長)

有難うございます。只今、大石委員より今井様というご意見が出ておりますが、いかがでしょうか。(異議なしの声あり)

賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数)

それでは、今井邦人(いまいくにと)様に委員長をお願いしたいと存じます。

また、これで委員長が決まりましたので、規則第6条第1項により議長を今井委員長をお願いいたします。

(今井委員長)

それでは、これより私が議事の進行を務めさせていただきます。

副委員長につきましても、規則第5条により委員の互選により定めることとなっております。副委員長の選任についてご審議をお願いします。

ご意見などございましたら、ご発言をお願いします。

(近藤委員)

自治基本条例策定における考える市民会議の委員及び男女共同参画プラン推進市民会議の委員も務められており、豊富な経験をお持ちであり、また、男女共同参画という点でも関様がよろしいのではないかと推薦いたします。

(今井委員長)

有難うございます。只今、近藤委員より関様というご意見が出ておりますが、いかがでしょうか。(異議なしの声あり)

賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数)

それでは、副委員長に関様よろしくをお願いいたします。

○議事 自治基本条例の普及啓発について

(今井委員長)

それでは、次の議題であります、「条例の普及啓発について」です。

自治基本条例を多くの市民に周知していくには、どのような活動をしたらよいか、どのような手法がよいか、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局より、これまでの普及啓発活動の取組みについて説明をいただきます。

それでは、事務局をお願いします。

(事務局 鈴木主幹)

- ・平成 26 年度焼津市自治基本条例の普及啓発活動についての説明

(今井委員長)

平成 26 年度焼津市自治基本条例の普及啓発活動についての説明について、何かご質問がございましたら、ご意見を伺います。

無いようですので次の議事に入らせていただきます。

(今井委員長)

それでは、次に条例第 17 条の「まちづくり市民集会を年 1 回以上開催する」となっております。市民集会について、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局 鈴木主幹)

- ・焼津市自治基本条例市民集会の開催(案)についての説明。

日時 3 月 15 日 (日) 午後、

会場 焼津公民館 大集会室

内容 松下教授による「焼津市の自治基本条例についての講話」と、「焼津市の未来」「自分の暮らしと自治基本条例」のテーマによるワークショップ

対象 市民 (50 名)、議員 (21 名)、行政職員 (30 名) 100 名程度

(今井委員長)

それでは、ただいま事務局よりご提案がありましたが、「テーマ」等について委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。

(古川委員)

テーマについては、身近な具体的例があった方がいいのではないかと、また、お披露目の場として、多くの人に参加してもらいたい。

(大石委員)

自治基本条例ができて、自分たちの暮らしにどのような変化があるのか？課題は何か？ということをお話したらどうか？これまでに自治基本条例に関わって来なかった方に参加していただき、知ってもらいたい。

また、今回市民集会で出た意見をどうまとめるか、また、どう活かすかも考える必要がある。

(松永委員)

焼津の人口流出を止める手立てをみんなで考えたらどうか？また、そこから焼津の未来をみんなで考えたらどうか？

(鈴木委員)

今後、高齢者社会が到来するにあたり、団塊の世代の活躍の場を考えたらどうか？高齢者が元気で暮らすことができる仕組みをつくっていききたい。

(大橋委員)

テーブルごとテーマを変えてもいいのではないか？食、魚河岸シャツなど。

(岡村委員)

自治基本条例は市民の意識を変えること。焼津市には文化がないと言われている。もっと地域の特色があつていいと思う。そのため、今後モデル地域をつくっていく。その具体例として、例えば東益津地域の取組みを示して、みんなで地域での取組みを考えたらどうか？

(河村委員)

今なぜ、市民参加が必要なのか？それをしっかりと示し、今後、低下していくであろう行政サービスを市民がどう担えるかを考えたらどうか？

(関副委員長)

市民一人一人の意識改革を促すこと、自治基本条例の必要性を促す説明が必要。

(近藤委員)

自治基本条例お披露目のため、規模を大きくし、自治基本条例の説明と講演会を行ったらどうか？

(今井委員長)

今皆さんから出たご意見の中で、まず市民集会を開催する目的が重要である。また、テーマについてはある程度具体的な内容があつた方が話しやすいということが考えられる。また、とにかく知ってもらおうということであればワークショップ形式ではなく、教室形式でお披露目を兼ねた講演会を行うことも有効。

ただし、今回は参加してくれる方になるべく多く意見を述べてもらう機会をつ

くり、焼津市の自治を今後担うことが出来る人を創っていく、そして同じ想いの仲間を見つける場をつくることが必要なため、今回はワールドカフェ（ワークショップ形式）で行い、また、今日いらっしゃる委員の皆さんによる自治基本条例の具体的な事例を紹介していただくのはどうか？

及び、今後実行委員会を中心に市民集会開催のための実行委員会を設置していくのはどうか？（異議なしの声あり）

（大石委員）

参加者に、自治基本条例を知ってもらうことが第 1 回目の市民集会の目的と思う。より、具体的に噛み砕いて、条例について説明してもらい、多くの人に知ってもらい、理解してもらうことがいいと思う。

（松永委員）

2月に市議会議員選挙があるが、ぜひ、市議会議員の方には多くの参加をお願いしたい。また、今回はこれまで自治基本条例に関わってこなかった方にもぜひ、参加していただきたい。（異議なしの声あり）

（大石委員）

どうしたら焼津市に自治基本条例を根付かせていくかである。興味を持ってくれた人を育てていく。市民集会を行った後、どのようにするかが大切である。

（今井委員長）

では、今回の市民会議では、これまでに自治基本条例に関わったことない市民の方について、30人の参加を目標にしてはどうか？（異議なしの声あり）

また、事例発表は地縁・自治会については松永委員と古川委員、市民活動について鈴木委員と岡村委員、事業者の立場から大石委員、まちづくりに関わるようになった理由を河村委員はいかがか？（各委員了解）そして、事例発表を通じて、松下教授には「条例と、自分の暮らしを結びつけるには」と題し、話をしてもらうこととしたい。

（関副委員長）

疑問に思っていることがある。市では職員に対して自治基本条例の研修を行っているが、職員が自身の仕事と条例との関わりをどの程度理解しているのか？また、各課で自治基本条例の担当をつくり、各課の業務が条例に則しているかのチェックをした方がいいのではないか？

(事務局 亀山課長)

現在、市民協働推進員という担当を毎年各部 30 名ずつ任命しており、協働推進員が今後、条例についても意識啓発を担うことも検討していく。

○その他 次回の推進委員会について

(今井委員長)

次回の推進委員会ですが、市民集会開催前がよいか、それとも市民集会後の開催がよいか？時期について皆様のご意見をお伺いします。(3月15日以前か・3月20日～30日か・来年度に開催するか)

(各委員)

市民集会開催前の方がいいと思う。平成 27 年 2 月 18 日 (水) 14:00～16:00 かどうか？ (各委員了解)

(事務局 鈴木主幹)

開催のご案内につきましては、追って通知いたします。

(今井委員長)

これをもちまして、本日の議事はすべて終了です。

次回の推進委員会では、3月15日(日)焼津市自治基本条例市民集会の詳細を検討したいと思います。

本日は、暮れの忙しい時期ご出席していただき、貴重なご意見をいただきまして有難うございました。

これをもちまして、第1回の焼津市自治基本条例推進委員会を終了いたします。